

須崎市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・P.2～P.5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・P.6

令和8年3月

須崎市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、子どもたちの学びをより充実させることを目的として策定し、須崎市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。須崎市教育振興基本計画で掲げる「たくましく、心豊かな人づくり」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

須崎市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、須崎市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

ア 本市では、教職員の時間外在校等時間について、年間 360 時間以内、月 45 時間以内として、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保に取り組んできた。

イ これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間を管理し、業務の適正化等に取り組んだ。

ウ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 33.3 時間	45%	12%
中学校	月 33.2 時間	50%	12%

「年平均」・・・職員 1 人あたりの月平均時間

「月 45 時間を上回る割合」・・・年間 1 回以上月 45 時間を上回った職員の割合

「月 80 時間を上回る割合」・・・年間 1 回以上月 80 時間を上回った職員の割合

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- イ 1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
- ウ 1 年間における時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする。

※年度ごとの達成目標

令和 8 年度：80%、令和9年度：90%、令和 10 年度：100%

令和 11 年度：100%

3 計画の期間

令和8年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・スクールガードリーダーや保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・各学校、事務支援室と連携し、円滑な業務遂行に努める。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、学校支援推進員等が中心となっていくものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・保護者に対して、学校教育課が相談窓口を設置し、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・ICT 支援員等を積極的に活用する。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・情報担当、事務職員、事務支援室職員とともに委託業者及び ICT 支援員が連携して実施する。
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・教職員は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も検討する。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
 - ・機械警備を使用し、職員間の役割分担については、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではないように負担軽減を促進する。
- ⑫ 校内清掃
 - ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑬ 部活動
 - ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動指導員の活動を推進するほか、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
 - ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず組織的な体制を構築した上で、実施する。

⑮ 授業準備

- ・授業準備や採点作業等において、デジタルソフト等の活用を促進する。

⑯ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能を活用することにより事務負担を軽減する。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・協働本部活動、地域自主組織、公民館を活用するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑱ 進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、若者サポートステーション、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進する。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を推進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や通級指導教室等による効果的な支援を促進する。
- ・子ども・子育て支援課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的な参画を求める。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務管理等の校務の効率化を推進する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える等長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員に対しては、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。

イ 心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。

ウ 教職員がまとまった休暇日数を連続して取得できるよう、夏季休業中に「市教育委員会主催の研修を実施しない期間」を設定し、厳守する。

5 今後のフォローアップについて

（１）取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

（２）各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。管理職向けの研修を実施する等して教育委員会からの支援を強化する。

（３）教育委員会自らも、教職員の時間外在校等時間の抑制を図るために、無記名アンケート等の手段により妨げになっている事由の把握を行う。また、本計画の内容に照らして課題が見られる学校に対して、聞き取り・指導等を実施する。

（４）保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。